


近江八幡ブランド認定事業 <はちまんもん>

第2回(2024年度) 募集要項

主催	近江八幡ブランド実行委員会 (事務局:近江八幡商工会議所)
事業目的	<p>近江八幡は、湖上と陸上の交通の要衝地として発展し、楽市楽座令が布かれた地域として、多くの商人が往来し、また観光地としても繁栄してきた。豊かな自然環境、歴史・文化を背景に伝統的な食の名産品、工芸品など多様な資源を有する一方、ここ数年の急激な社会変化や後継者問題等から、事業継続を危ぶむ事業者の声も聞かれるようになった。</p> <p>そこで、2023年より既存資源を活用し、時代に沿った工夫を加えた商品を認定する地域ブランド「はちまんもん」を創設。認定商品の本質的な価値を県内外へ総合的にアピールし、商品の認知度向上や観光物産の振興へ寄与するとともに、地域資源を未来へ引き継いでいくことを目的とする。</p>
申請資格	<ol style="list-style-type: none"> 1. 近江八幡市内(商工会議所管内)に活動拠点を持つ事業者・団体 2. 事業目的を理解し、主催者と共に持続的なブランド推進活動ができる事業者・団体 3. 市税・県税に未納がないこと
対象商品	<p>下記項目にいずれも該当する商品であること。1事業者の申請数は2品までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 近江八幡のさまざまな地域資源(素材・歴史・文化・技術等)を活用した加工品。 2. 近江八幡市民が誇れる、他地域の商品にはない特徴、品質を有していること。 3. 安全安心して利用でき、関係法令に準拠していること。 4. 伝統や歴史を継承しつつ、新たな視点や革新的な取組があること。
目標認定数	年間10品程度
認定期間	<p>認定日の年度から2年毎に商品内容等の確認を行い、更新する。</p> <p>但し辞退ならびに認定を取り消された場合はその限りではない。</p>
申請・登録料	<p>申請は無料。登録料は1登録商品ごとに年間1万円(税別)とする。</p> <p>登録料は、はちまんもんのプロモーション費用等に活用する。</p>
申請方法	<p>所定の申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに近江八幡商工会議所あてにメールまたは郵送、持参にて提出する。なお、2品申請する場合は、商品ごとに申請書類を作成し、提出すること。</p> <p>①申請期間：令和6年7月1日(月)～7月31日(水)(17:00必着)</p> <p>②審査結果発表：令和6年9月にプレゼンテーション審査・審査結果通知、11月にプレスリリースを予定</p> <p>③提出について：</p> <p>◆メール → info@8cci.com まで送付ください。</p> <p>◆郵送・持参 → 下記までお願いします。</p> <p>〒523-0893 近江八幡市桜宮町231-2(近江八幡商工会議所内)</p> <p>近江八幡ブランド実行委員会 宛</p> <p>※申請書は近江八幡商工会議所ホームページからダウンロードください。 近江八幡商工会議所にも設置しています。</p> 

提出書類	<p><必須></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 認定申請書 ② 申請商品の写真 ③ 申請商品のパンフレット等商品の概要が分かるもの ④ 食品の場合、一括表示事項を記載の商品ラベルの写し <p><任意></p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤ 事業者や申請商品等に関するメディアの記事(新聞、雑誌、WEB等のデータ) ⑥ 申請商品の特許権、商標権等を取得している場合はその写し ⑦ 「商品特徴」「原材料」「製法・造形」等の記載事項を客観的に明らかにした書類の写し(公的機関で証明されたもの、第三者の評価となる資料など) ⑧ 原材料の安全安心(農薬の適正使用、栽培履歴等)、衛生管理状況を示す書類など <p>※なお、2次審査では、商品の実物が必要となりますので、ご注意ください。 ※申請書提出後、追加資料を求める場合があります。 ※提出書類は原則として返却いたしません。</p>
選考方法	<ol style="list-style-type: none"> ① 「近江八幡ブランド実行委員会」が申請書類・申請品が上記対象商品1~4に合致しているか確認。(一次審査) ② 「近江八幡ブランド実行委員会」が評価基準に基づいて審査を行う。(二次審査) ③ ②の結果をもとに「近江八幡ブランド実行委員会」が最終認定する。 <p>※二次審査は事業者から提出された申請書類と現物、<u>プレゼンテーション</u>による審査を行います。二次審査は9月12日(木)に実施予定です。</p>
選考基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 物語性・・・近江八幡の地域資源と申請商品に関連する魅力的なストーリーがあること。 2. 独自性・・・申請商品に独自の製法、アイデア、素材のこだわり、革新的な挑戦があること。 3. 新規性・・・新たな創意工夫や他にない魅力があること。 4. 成長性・・・市場ニーズに合致し、今後の成長が見込まれること。 5. 積極性・・・事業者自身が本制度の目的を理解し、ブランド推進に対して前向きであること。
認定事業者のメリット	<ol style="list-style-type: none"> ①第2回認定品としてプレスリリースにて全国発信 ②市内商業施設にてPOP UP 出店 ③販路開拓のワークショップ・交流会の開催 ワークショップの開催日:10/11(金)・10/18(金)・10/25(金) 各15:00~16:30 ④SNS 向け動画制作 ⑤SNS やラジオを活用した商品 PR ⑥宿泊施設・スーパー・観光案内所等での販売 ⑦近江八幡商工会議所のWEBサイトで紹介 ⑧近江八幡観光物産協会、近江八幡市等、関連団体のWEBサイト等で紹介予定
お問い合わせ	<p>近江八幡ブランド実行委員会(近江八幡商工会議所内) 〒523-0893 近江八幡市桜宮町231-2 TEL:0748-33-4141 FAX:0748-32-0765 MAIL:info@8cci.com ホームページ:https://8cci.com/hachi-man-mon/</p>